# 法令及び定款に基づく
# インターネット開示事項

１．会社の新株予約権等に関する事項
（平成27年３月31日現在）

２．連　結　注　記　表
３．個　別　注　記　表
（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

「会社の新株予約権等に関する事項」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.imhds.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

# １．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度末日において当社取締役および当社監査役が保有している新株予約権等の状況

| | 名　称 | 個数(個) | 保有者数(名) |
|---|---|---|---|
| 取締役<br>（社外を除く） | 第 11 回 新株予約権 | 12 | 1 |
| | 第 13 回 新株予約権 | 51 | 1 |
| | 第 14 回 新株予約権 | 266 | 2 |
| | 第 15 回 新株予約権 | 373 | 3 |
| | 第 16 回 新株予約権 | 124 | 2 |
| | 第 17 回 新株予約権 | 558 | 3 |
| | 第 18 回 新株予約権 | 199 | 2 |
| | 第 19 回 新株予約権 | 592 | 4 |
| | 第 20 回 新株予約権 | 102 | 1 |
| | 第 21 回 新株予約権 | 529 | 6 |
| | 第 23 回 新株予約権 | 446 | 6 |
| 取締役（社外） | 該当ありません。 | | |
| 監査役<br>（社外を除く） | 第 13 回 新株予約権 | 42 | 1 |
| | 第 15 回 新株予約権 | 165 | 2 |
| | 第 17 回 新株予約権 | 152 | 1 |
| 監査役（社外） | 該当ありません。 | | |

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

なお、株式会社三越および株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年４月１日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。

第11回新株予約権（平成20年４月１日発行）

・新株予約権の数（発行時点）　54個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　18,360株（新株予約権１個につき340株）
・新株予約権の払込金額　１個あたり506,000円
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり340円（１株あたり１円）
・新株予約権を行使することができる期間　平成20年４月１日から平成28年５月31日
・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できない。平成27年５月31日まで当該地位を喪失せず、新株予約権を行使することができない場合、同年６月１日から、平成28年５月31日まで新株予約権を行使できる。

第13回新株予約権（平成22年２月26日発行）

・新株予約権の数（発行時点）　975個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　97,500株（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の払込金額　１個あたり88,200円（１株あたり882円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
・新株予約権を行使することができる期間　平成23年４月１日から平成38年２月26日
・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第14回新株予約権（平成22年２月26日発行）

・新株予約権の数（発行時点）　2,426個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　242,600株（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の払込金額　１個あたり88,200円（１株あたり882円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
・新株予約権を行使することができる期間　平成23年４月１日から平成38年２月26日
・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第15回新株予約権（平成23年２月15日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　930個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　93,000株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり97,000円（１株あたり970円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　平成24年３月１日から平成39年２月15日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第16回新株予約権（平成23年２月15日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,966個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　196,600株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり97,000円（１株あたり970円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　平成24年３月１日から平成39年２月15日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第17回新株予約権（平成24年２月17日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　2,450個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　245,000株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり84,500円（１株あたり845円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　平成25年３月１日から平成40年２月17日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第18回新株予約権（平成24年２月17日発行）

・新株予約権の数（発行時点）　1,496個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　149,600株（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の払込金額　１個あたり84,500円（１株あたり845円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
・新株予約権を行使することができる期間　平成25年３月１日から平成40年２月17日
・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第19回新株予約権（平成25年２月15日発行）

・新株予約権の数（発行時点）　2,053個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　205,300株（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の払込金額　１個あたり88,500円（１株あたり885円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
・新株予約権を行使することができる期間　平成26年３月１日から平成41年２月15日
・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第20回新株予約権（平成25年２月15日発行）

・新株予約権の数（発行時点）　1,540個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　154,000株（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の払込金額　１個あたり88,500円（１株あたり885円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
・新株予約権を行使することができる期間　平成26年３月１日から平成41年２月15日
・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第21回新株予約権（平成26年２月14日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,800個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　180,000株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり114,600円（１株あたり1,146円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　平成27年３月１日から平成42年２月14日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第23回新株予約権（平成27年２月17日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　1,514個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　151,400株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり169,000円（１株あたり1,690円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　平成28年３月１日から平成43年２月17日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

（２）当事業年度中に当社の執行役員ならびに子会社の執行役員に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、（１）に記載の第23回新株予約権のとおりであります。また、当事業年度中に当社の子会社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、下記に記載の第24回新株予約権のとおりであります。

なお、交付状況は以下のとおりでございます。

| | 交付日 | 行使価額 | 行使期間 | 個数（個） | 交付者数（名） |
|---|---|---|---|---|---|
| 当社の執行役員<br>(当社の取締役を兼ねている者を除く) | 平成27年２月17日 | １円 | 平成28年３月１日から<br>平成43年２月17日まで | 1,068 | 23 |
| 子会社の執行役員<br>(子会社の取締役を兼ねている者を除く) | 同上 | 同上 | 同上 | 516 | 12 |

第24回新株予約権（平成27年２月17日発行）

- 新株予約権の数（発行時点）　516個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）　当社普通株式　51,600株（新株予約権１個につき100株）
- 新株予約権の払込金額　１個あたり169,000円（１株あたり1,690円）
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　１個あたり100円（１株あたり１円）
- 新株予約権を行使することができる期間　平成28年３月１日から平成43年２月17日
- 新株予約権の主な行使条件

  当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から５年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

# ２．連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　37社

(2) 主要な連結子会社の名称

㈱三越伊勢丹、㈱札幌丸井三越、㈱函館丸井今井、㈱仙台三越、㈱名古屋三越、㈱静岡伊勢丹、㈱新潟三越伊勢丹、㈱広島三越、㈱高松三越、㈱松山三越、㈱岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ｌｔｄ.、イセタン(タイランド)Ｃｏ.,Ｌｔｄ.、イセタン オブ ジャパンＳｄｎ.Ｂｈｄ.、米国三越ＩＮＣ.、イタリア三越Ｓ.ｐ.Ａ.、㈱エムアイカード、㈱三越伊勢丹フードサービス

なお、平成26年10月１日付で連結子会社であった㈱三越環境デザインは㈱三越伊勢丹プロパティ・デザインに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

英国三越ＬＴＤ.、㈱三越伊勢丹ソレイユ、㈱アイタス、㈱九州コミュニケーションサービス、㈱愛生、㈱ファッションヘッドライン

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数　　8社

新光三越百貨股份有限公司、㈱プランタン銀座、㈱ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーＣｏ.,Ｌｔｄ.、新宿サブナード㈱、㈱ＪＰ三越マーチャンダイジング、㈱ＪＴＢ伊勢丹トラベル、㈱三越環境ビル管理

なお、平成26年４月１日付で新たに設立出資を行った㈱ＪＰ三越マーチャンダイジングを持分法適用関連会社の範囲に含めております。

また、従来、持分法適用会社でありました㈱うすい百貨店は平成27年３月25日付で株式を一部売却したことにより、当連結会計年度末より持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（栄地下センター㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ｌｔｄ.、イセタン(タイランド)Ｃｏ.,Ｌｔｄ.、イセタンオブジャパンＳｄｎ.Ｂｈｄ.、米国三越ＩＮＣ.、イタリア三越Ｓ.ｐ.Ａ.、イセタンミツコシ(イタリア)Ｓ.ｒ.ｌ.の決算日は12月末日でありますが、連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

| | |
|---|---|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 主として移動平均法による原価法<br>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |

たな卸資産

| | |
|---|---|
| 商品 | 主として売価還元法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| その他 | 主として先入先出法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法) |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象　外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、　給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～13年）による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数　（８～13年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5.　会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が3,842百万円増加し、利益剰余金が2,484百万円減少しております。また、当該変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

6.　追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1％、平成28年４月１日以降のものについては32.3％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が13,050百万円、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が12,652百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金額が397百万円増加しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額　362,108百万円

2. 偶発債務

保証債務等

| | |
|---|---|
| 従業員住宅ローン保証 | 222百万円 |
| 関係会社買掛金債務保証 | |
| ㈱CLUB21JAPAN | 12百万円 |
| 関係会社借入金等債務保証 | |
| ㈱ジェイアール西日本伊勢丹 | （注）10,373百万円 |
| 保証債務等合計 | 10,608百万円 |

（注）上記金額については、債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

3. たな卸資産の内訳

| | |
|---|---|
| 商品 | 58,155百万円 |
| 製品 | 609百万円 |
| 仕掛品 | 122百万円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 835百万円 |
| たな卸資産合計 | 59,724百万円 |

[連結損益計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

| 用途 | 種類 | 減損損失（百万円） | 場所 |
|---|---|---|---|
| 店舗 | 建物及び構築物<br>その他 | 887<br>236 | 伊勢丹松戸店（千葉県　松戸市） |
| 店舗 | 建物および構築物<br>土地<br>その他 | 262<br>384<br>109 | 三越千葉店（千葉県　千葉市） |
| 店舗 | 建物および構築物<br>その他 | 255<br>79 | 福岡三越店（福岡県　福岡市） |
| 店舗 | 建物および構築物<br>その他 | 30<br>1 | 埼玉県　さいたま市　他 |
| その他 | 建物および構築物<br>土地<br>その他 | 371<br>10<br>2 | 埼玉県　さいたま市　他 |
| | 合計 | 2,630 | |

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 394,958,394株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年６月23日定時株主総会 | 普通株式 | 4,340 | 11.00 | 平成26年３月31日 | 平成26年６月24日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成27年６月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（百万円） | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年６月22日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 4,335 | 11.00 | 平成27年３月31日 | 平成27年６月23日 |

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 1,338,960株

［金融商品に関する注記］

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| 項目 | 連結貸借対照表計上額(注１) | 時価(注１) | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 58,855 | 58,855 | － |
| (2)受取手形及び売掛金 | 126,024 | 126,024 | － |
| (3)有価証券 | 1,652 | 1,652 | － |
| (4)投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 546 | 546 | 0 |
| その他有価証券 | 39,010 | 39,010 | － |
| (5)差入保証金 | 75,318 | 71,441 | △3,876 |
| (6)支払手形及び買掛金 | (123,836) | (123,836) | － |
| (7)短期借入金（注2） | (35,301) | (35,301) | － |
| (8)コマーシャル・ペーパー | (10,000) | (10,000) | － |
| (9)社債 | (32,000) | (32,565) | 565 |
| (10)長期借入金（注2） | (83,300) | (83,020) | △279 |
| (11)デリバティブ取引 | △1 | △1 | － |

（注１） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注２） １年内返済予定の長期借入金は、(7) 短期借入金に含めておらず、(10) 長期借入金に含めています。

（注３） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
(9) 社債
社債の時価については、市場価格に基づいて算定しております。
(10) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。
(11) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(10)参照)

(注４) 非上場株式、関係会社株式等（連結貸借対照表計上額78,851百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|---|---|---|
| 賃貸等不動産 | 138,880 | 144,313 |

(注１) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注２) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

[１株当たり情報に関する注記]

1. １株当たり純資産額 1,421円72銭
2. １株当たり当期純利益 75円74銭

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額が、5円75銭減少しております。また、１株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

# ３．個別注記表

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

| | |
|---|---|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 主として移動平均法による原価法<br>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

［貸借対照表に関する注記］

有形固定資産の減価償却累計額　0百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹　10,373百万円

（注）上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

関係会社に対する短期金銭債権　11,513百万円

関係会社に対する短期金銭債務　1,942百万円

［損益計算書に関する注記］

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益　18,831百万円

販売費及び一般管理費　653百万円

営業取引以外の取引高　3,248百万円

［株主資本等変動計算書に関する注記］

自己株式に関する事項

（単位：株）

| 株式の種類 | 当期首株式数 | 増加 | 減少 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 248,177 | 566,887 | 728 | 814,336 |

（注）(1) 増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加553,700株、及び単元未満株式の買取請求による増加13,187株であります。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

［税効果会計に関する注記］

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

| | |
|---|---|
| 賞与引当金 | 62百万円 |
| 未払費用 | 418百万円 |
| 未払事業税等 | 40百万円 |
| ストックオプション費用 | 300百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 3,930百万円 |
| 関係会社事業損失引当金 | 66百万円 |
| 債務保証損失引当金 | 1,314百万円 |
| 貸倒引当金 | 2,008百万円 |
| その他 | 12百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 8,154百万円 |
| 評価性引当額 | △7,619百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 534百万円 |

（繰延税金負債）

| | |
|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | △210百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △210百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 324百万円 |

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社三越伊勢丹 | 直接 100% | 役員の兼任<br>経営管理等<br>資金貸借 | 経営指導料の受取(注1) | 9,439 | 未収収益 | 10,195 |
| | | | | 経理業務委託料 | 483 | — | — |
| | | | | 資金の受取(注2) | 19,211 | 関係会社短期貸付金 | 130,295 |
| | | | | | | 関係会社長期貸付金 | 98,300 |
| | | | | 利息の受取(注3) | 2,001 | 未収収益 | 145 |
| | | | | 出向者人件費の支払(注4) | 6,932 | 未払費用 | 434 |
| 子会社 | 株式会社岩田屋三越 | 直接 100% | 役員の兼任<br>資金の援助 | 資金の受取(注3) | 2,000 | 関係会社短期貸付金 | 20,000 |
| 子会社 | 株式会社エムアイ友の会 | 間接 100% | 資金貸借 | 資金の借入(注2) | 1,130 | 関係会社短期借入金 | 85,603 |
| | | | | 利息の支払(注3) | 651 | | |
| 子会社 | 株式会社エムアイカード | 直接 100% | 資金貸借 | 資金の借入(注2,3) | 500 | 関係会社短期借入金 | 10,750 |
| 関連会社 | 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 | 直接 40% | 役員の兼任 | 債務保証(注5) | 14,440 | 債務保証損失引当金 | 4,067 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。

(2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。

(3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

(5) 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証に対し、4,067百万円の債務保証損失引当金を計上しております。また、当事業年度において1,651百万円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

(6) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

[１株当たり情報に関する注記]

1. １株当たり純資産額　1,163円17銭

2. １株当たり当期純利益　15円41銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。